

令和5～7年度 君津郡市広域市町村圏事務組合 指名競争入札参加資格審査申請書等受付要項

君津郡市広域市町村圏事務組合は、令和5年度から7年度に発注する建設工事、測量及び設計等の委託、製造の請負、物件の購入及び売り払い等の委託に係る指名競争入札に資するため、下記により指名競争入札参加資格審査申請書等の受付を行います。

- 1. 申請期間** 令和5年2月24日（金）から同年3月17日（金）まで
 ※令和5年3月17日消印有効
 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、原則として郵送による受付とします。
 郵送の際は、簡易書留等の追跡可能な方法を推奨します。
- 2. 提出先** 〒292-0832 千葉県木更津市新田3丁目2番27号
 君津郡市広域市町村圏事務組合 総務課 宛
 ※封筒余白に「入札参加資格審査申請書在中」と朱書してください。
- 3. 提出書類** 次のとおり3業種に分けて、それぞれ業種別の指定色フラットファイル（A4判）に提出書類一覧表の番号順に綴じて提出してください。
 また、各申請書の他に、組合指定様式の受付票及び入札参加資格審査カードを必ず提出してください。

○業種及びフラットファイルの指定色

(1) 建設業	建設工事の請負に参加を希望する場合	水色
(2) 測量等業	測量業務、土地家屋調査士業務、司法書士業務、建築関係設計・監理業務（建築関係建設コンサルタント業務を含む。）、計量証明業務、不動産鑑定業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務及び土木関係建設コンサルタント業務に参加を希望する場合	黄色
(3) 物品等業	建設業及び測量等業以外の業種に参加を希望する場合	桃色

※ フラットファイルの表紙及び背表紙（背面）には会社名を記入してください。

なお、君津郡市広域市町村圏事務組合指名競争入札参加業者資格者名簿（資格者名簿）登載者は、本店所在地等により下記のとおり区分（所在区分）されます。

所在区分により提出書類が異なる場合がありますので、ご自身の所在区分を確認のうえ、書類をご用意ください。

① 圏域内	本店が組合の圏域内（木更津市・君津市・富津市・袖ヶ浦市の区域内）にある
② 準圏域内	圏域内に支店等がある（①の該当者を除く）
③ 県内	本店が千葉県内にある（①・②の該当者を除く）
④ 県外	①～③以外

4. 提出書類作成上の注意事項

(1) 入札参加資格審査カードについて

ア 入札参加資格審査カードは、1業種に1枚必要ですので2業種以上に申請する場合は、それぞれについて作成してください。

(例) 建設業と物品等業の2業種に参加を希望する場合は、2枚提出してください。

イ 入札参加資格審査カード中「連絡先」には、指名の連絡を受ける支店、営業所等が本社と異なる場合のみ記入してください。

ウ 入札参加資格審査カード中「契約先」には、本社から委任を受ける支店、営業所等を記入してください。

エ 入札参加資格審査カード中「総職員」には、代表権を有する役員及び事業主を含む常時雇用されている職員数を記入してください。「技術職員」には下記に該当する職員数を記入してください。

- ① 建設業の技術職員……経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書に記載された技術職員数
- ② 測量等業の技術職員……各法律等により技術関係職員と認められた職員数
- ③ 物品等業の技術職員……技術関係職員数

(2) 入札参加資格審査申請書について

ア 建設業及び測量等業の申請書の様式は、君津郡市広域市町村圏事務組合の指定様式又は全国統一様式とします。

イ 物品等業の申請書は、君津郡市広域市町村圏事務組合の指定様式を使用してください。

※ 君津郡市広域市町村圏事務組合公式サイトの下記ページからダウンロードできます。

(<https://kouiki-kimitsu.jp>)

ウ 申請書類は、別紙提出書類一覧表の順番で指定の色のフラットファイルにとじ込んでください。

なお、受付票、入札参加資格審査カード及び委任状がある場合の委任状1部は、とじ込まないでください。

(3) 委任状・申請書の宛名は

「君津郡市広域市町村圏事務組合 管理者 渡辺芳邦」と必ず記載してください。

(4) 委任状は、代理人に期間を定めて入札等の権限を委任する場合のみ必要となります。

この場合使用印鑑届も必要となります。また、代理人が入札又は見積りに参加する場合は委任状の写しが必要となりますので、A4判のものを2部作成し、1部は受付の押印を受けて保管してください。(委任期間は令和5年4月1日から令和8年3月31日まで)

※ 建設業の場合は、共同企業体結成に関する事項を含む委任状とします。

(5) 各証明書は申請日直前3か月以内に発行されたものとします。

ただし、市税等の完納証明書は、申請日直前1か月以内に発行されたものとします。

(6) 証明書類は、複写した鮮明な写しをもって代えることができます。

(7) 営業内容書、主要取引金融機関名及び納入等実績調書は、君津郡市広域市町村圏事務組合の指定様式を使用してください。

ただし、納入等実績調書は、記載項目が足りている場合に限り、指定外の様式での代用も

可とします。

- (8) 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）、地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）及び補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）により登録された者が当該規程による現況報告書の写しを添付して申請する場合は、測量等実績調書及び技術者経歴書の添付を省略できます。
- (9) 納税証明書は、次の区分により完納証明書を添付してください。
- ア 木更津市、君津市、富津市及び袖ヶ浦市の区域内（以下「圏域内」という。）に本社がある場合〔圏域内業者〕
国税・千葉県税・本店の所在する市税（以下「圏域内市税」という。）
 - イ 圏域内に営業所等がある場合〔準圏域内業者〕
国税・千葉県税・営業所等の所在する圏域内市税
 - ウ 千葉県内に本社がある場合〔県内業者〕
国税・千葉県税・圏域内市税（*）
 - エ 千葉県外に本社がある場合〔県外業者〕
国税・千葉県内に支店等がある場合は、千葉県税・圏域内市税（*）
（*）県内業者・県外業者も、圏域内市税が課税されている場合は、その完納証明書を添付してください。
 - オ 上記の法人又は代表者個人に圏域内の市の市税が課税されている場合は、その完納証明書を添付してください。
 - カ 新設会社の場合は、法人の設立等報告書の控えの写しとします。ただし、建設業の場合は経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書がなければ申請することができません。
- (10) 印鑑証明書は、法人にあっては代表者、個人にあっては事業主のものです。（写し可）
- (11) 使用印鑑届は、入札等に使用する印鑑と登録印鑑（実印）が異なる場合及び(4)の場合に必要となります。物品等業の方は、君津郡市広域市町村圏事務組合の指定様式を使用してください。
- (12) 物品等業の許可・登録証明書は、物品等業の営業に必要な許可証明書、登録証明書の写しとします。
- (13) 登録証明書は、各法律等により登録を受けている全ての登録証明書を添付してください。
- (14) ISO登録証は、ISO9000シリーズ及びISO14001を取得している場合、認定を確認できる登録証の写しとします。
- (15) 登記事項証明書は、法人又は支配人登記をしている個人の場合に必要であり、それ以外の個人にあっては身分証明書とします。
- (16) 財務諸表は、貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書等に関する書類を指し、審査基準日の直前2年間の事業年度に係るものを添付してください。
- (17) 工事経歴書は、審査基準日の直前2年分を添付してください。

- (18) 経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書は、申請者が建設業法第27条の23第1項による経営事項審査を受け、同法第27条の29第1項により国土交通大臣又は都道府県知事から通知を受けたものの写しとします。
- (19) 等級の格付をする工種は、建設業の土木一式工事、建築一式工事、とび・土工・コンクリート工事、電気工事、管工事、ほ装工事、造園工事、解体工事の8工種です。
- (20) 事業協同組合等（官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項第4号に規定する組合をいう。）に係る資格審査の申請は、役員名簿、組合員名簿及び中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けている事業協同組合等にあつては、これを証する書類を添付してください。
- (21) 建設業の社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）の加入確認資料は、経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写しにおいて、「雇用保険・健康保険・厚生年金」のいずれかが「無」の場合のみ提出してください。

5. その他

- (1) 資格者名簿に登載される次の事項は、公表するものとします。
- ア 入札参加資格者の商号又は名称、所在地又は住所及び代表者氏名等
 - イ 登録業種及び等級
- (2) 申請者に関する情報については、君津郡市広域市町村圏事務組合暴力団排除条例（平成28年2月29日条例第3号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は第7条第1項に規定する暴力団密接関係者を組合の事務から排除する措置を講ずるために、千葉県警察本部へ提供し、又は照会等に使用することがあるほか、必要な書類の提出を求めることがあります。また、千葉県警察本部からの情報提供により、入札参加資格者が排除条例に規定する措置要件に該当すると認められるときは、排除措置を講じます。
- (3) 書類等に不備があった場合は承認を行うことはできません。
不備があった場合に再度提出していただくことがありますので、入札参加資格審査申請カード（第2号様式）に係る連絡先と担当者名を明確に記載してください。
- (4) 郵送の方は受付票を返送しますので、定型封筒（長形3号 120mm×235mm）に返信先の宛名を記入し、84円切手を貼付した返信用封筒の同封をお願いします。
- (5) 受付期間以外での受付及び随時受付は、原則行いませんのでご注意ください。
- (6) この要項に不明な点があれば、下記までお問い合わせください。

〒292-0832 木更津市新田3丁目2番27号
君津郡市広域市町村圏事務組合 総務課
電話番号 0438-25-6121